

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：看護保健職 3種 やまびここども療育センター】

令和7年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数

1人（週35時間勤務）

2 募集職種

看護保健職（やまびここども療育センター・やまびこ園）

3 業務内容

- (1) 園児の健康管理、保健指導、保護者学習会に関する事項
- (2) 障害児の医療的ケアに関する事項
- (3) 医療的ケア児のバス利用にかかる添乗業務に関する事項

【業務内容の変更範囲】：なし

※勤務時間については面接時に希望を伺い、選考により決定します。

4 募集対象（募集資格）

- (1) 看護師、准看護師、保健師のいずれかの資格を有するもの
- (2) パソコン（ワード・エクセル）の簡単な操作が行えること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

随時 ※ただし、合格者が決まり次第、受付は終了いたします。

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。
選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を添付した履歴書
- ③看護師・准看護師または保健師免許証の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市立やまびこ総合支援センター（子どもの育ち支援課兼務）

「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-527-0479

7 選考日時及び選考会場

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9～午後17の間で日程調整させていただきます。
大津市立やまびこ総合支援センター（2階事務所に来ていただければ会場をご案内します。）

8 選考方法

面接試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をご持参ください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、1週間程度で、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで ※この職は、欠員により生じた業務について、期間限定で募集する職になります。 任用期間は令和8年3月31日までとし、原則として再度の任用はありません。 ただし、翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
勤務地	大津市馬場二丁目13-50 やまびここども療育センター内 やまびこ園
勤務日	週5日程度（月曜日～金曜日）パート勤務 ※勤務日・勤務時間は相談に応じます。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇（勤務日数や勤務年数によって付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日）8時30分～16時15分 休憩45分
基本給	報酬 月額 259,321円～273,498円（週35時間勤務） 日額 12,348円～13,023円（7時間勤務） 時給 1,764円～1,860円 ※資格取得後の業務経歴に応じて決定します。採用決定後に前歴の証明書の提出が必要です。 ※日によって勤務時間が変わるのは、日給ではなく時給になります。
諸手当	通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限日額2,619円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）

その他	<ul style="list-style-type: none">・給与等支給日：当月20日・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。
-----	---